



羽田空港国際線発着枠の配分に対する JAL の見解

2013 年 10 月 2 日
第 13124 号

この度、2014 年度より増枠される羽田空港国際線発着枠の配分について、国土交通省から当社に対し通知がありました。

当社は以下の観点から、国際線を運航する 2 社への均等な配分こそが利用者利便と国益の最大化につながると考え、均等な配分を要望しておりました。

- 国内地点と海外の接続促進による日本と海外の間のヒト・モノの交流拡大
- 本邦 2 社およびグローバルアライアンス間の競争による利用者利便促進
- 限られた発着枠での就航便数の最大化

しかしながら、通知内容は、本邦航空会社に配分される 16 枠のうち当社に 5 枠、同業他社に 11 枠と、均等から大きく乖離した不公正な内容で、かつ民間企業の自由な活動である新規路線開設を制限するという新たな基準を設けるものであり、到底承服できるものではなく誠に遺憾です。

国民の財産である発着枠に関する今回の配分が、利用者利便や国益の最大化につながるものであるという合理的な理由も国土交通省から示されておりません。

また、今回の決定は、新規路線の開設に該当するかどうかで判断したとの説明を受けましたが、なぜ民間企業の自由な活動を制限するような新たな基準を唐突に設定したのか、また、なぜ新規路線開設が適切な競争環境を阻害する、あるいは歪めることになるのかについての具体的な説明は示されておりません。

今後当社としましては、合理的な説明と内容の是正を、国土交通省に正式に求めていきます。

以上